

報告第 3 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

我孫子市長 星野順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	59,400 円	令和 7 年 12 月 9 日午後 3 時 50 分頃、我孫子市緑 2 丁目 3 番地先の丁字路において、職員が公用車を左折させたところ、当該公用車の左側スライドドアが賠償相手方宅の駐車場内のポールに接触し、当該ポールを損傷させた。	令和 7 年 12 月 26 日 市 100 % 相手方 0 %
2	19,805 円	令和 7 年 9 月 20 日正午頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市都部新田 83 番地先道路を走行中、市が管理する水路敷に生える樹木の枝が当該道路内に伸びていたことから、当該枝が当該乗用車に接触し、当該乗用車の左側フロントドア及びスライドドアを損傷させた。	令和 8 年 1 月 8 日 市 50 % 相手方 50 %
3	28,358 円	令和 7 年 9 月 21 日午前、賠償相手方が乗用車で我孫子市都部新田 83 番地先道路を走行中、市が管理する水路敷に生える樹木の枝が当該道路内に伸びていたことから、当該枝が当該乗用車に接触し、当該乗用車の左側フロントドア、スライドドア等を損傷させた。	令和 8 年 1 月 8 日 市 50 % 相手方 50 %